

事務連絡
令和3年9月13日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

予防接種会場での救急対応に用いるアドレナリン製剤の供給等について
(その5)

予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行う会場での救急対応に用いるアドレナリン製剤の供給等については、「予防接種会場での救急対応に用いるアドレナリン製剤の供給等について」(令和3年2月25日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「2月事務連絡」という。)等によりお知らせしてきたところです。

2月事務連絡の記2に記載したアドレナリン製剤(エピペン[®]注射液 0.3mg)に係る無償提供(以下「本件無償提供」という。)については、「予防接種会場での救急対応に用いるアドレナリン製剤の供給等について(その4)」(令和3年8月3日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「8月事務連絡」という。)にあるとおり、第二次申請を受付し、当該申請に応じて順次配分してきたところですが、第二次申請に係る申請数も減少傾向にあることから、本件無償提供については今後、下記のとおり取り扱うこととしますので、貴職におかれましてはこれをご了知の上、予防接種の実施体制の整備について、引き続きご協力をお願いします。

記

1. 第二次申請においては、申請本数は、一の特設会場等あたり3本を上限とすることとしていたが(1) 本年9月17日以降の申請にあつては当該上限を廃止し、申請を行う自治体が設置(予定を含む。)する特設会場等毎に、必要な本数について申請できるものとする。

なお、本件無償提供の対象となる製剤は、令和4年1月が使用期限である。不要となった製剤は原則として当該特設会場等又は申請した自治体において廃棄する必要があること(2)も踏まえ、必要以上に多量の申請を行わないこと。

- (1) 8月事務連絡の記の第2の2(2)参照
 - (2) 「予防接種会場での救急対応に用いるアドレナリン製剤の供給等について(その3)」(令和3年4月6日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)による改正後の「予防接種会場での救急対応に用いるアドレナリン製剤の供給等について(その2)」(令和3年3月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)の記4参照
2. 1の申請は、既に第二次申請を行って製剤を受領した自治体が、改めて実施することも可能であること。また、1の申請に係る本数は、当該自治体が、本件無償提供により既に受領した本数を問わないこと。
3. 1の申請は、引き続き先着順に受け付けること。このため、本件無償提供のために用意された製剤の在庫がなくなった時点で、申請の受付を終了すること。また、申請の時点によっては、申請の全部又は一部に応じることができない場合があるので留意すること。
4. 上記のほか、1の申請にあたっては、引き続き以下に掲げるWebサイトを通じて行うなど、8月事務連絡の記の第2の2(1)(4)(6)及び(7)並びに3に示した取扱いを継続すること。

<https://med.epipen.jp/free/>

なお、本件無償提供に係る製造販売業者の窓口も、引き続き以下のとおりであること。

ヴィアトリス製薬株式会社(旧:マイラン EPD 合同会社) エピペン提供サポートセンター 0120-336-037(月~金 9時~18時 土日祝祭日を除く) e-mail: epn-teikyo@eppharmaline.co.jp

5. 1の申請の受付は、令和3年9月30日午後9時をもって終了すること。また、当該受付終了をもって、本件無償提供に係る取扱い(4の製造販売業者の窓口における新規事案に係る対応を含む。)を終了すること。